

中尾麻里子さま

第1~2~次表現群のうらり〜というテーマと内容に
印迫したポイントがあり、A367を由て、この半紙にその
→(世帯にA367におくだけに
さんから投函してまいります。するべきが、討論してきます。)

あなたへ
11.15 0言まで 9.7にうっての証人として採用され
ています。 (あなたの出欠へんにかかりす
↓
渡本士を申請中)

前々日まで回字から4又奪するポイントをおくまで
していただくませんか? (別紙参照)

私は 11.12~14午前は 箱根の日本基督教団
総会に出席してゐるため、14日の午3時と会計に
出る予定です。出欠としておくはるでしよう。(渡本士
> 麻里子)

以前作成した証言ポイントを参照して対応をまじり
(才2次表現群)

おへて下さい。

10.23公判の経過〜11.7まではA367をへんにしてF2へ
(〜11.14に)

〜'84.10.27〜

(別紙)

同封の絵ハガキに

657 松下山
 神戸市 ~
 064 札幌市中央区南九条西十三丁目
 根本方 中尾麻里子

文面

大阪高裁出廷の件を札幌へ送りました。

（札幌の牛乳が横濱から転送して）

年内は仕事で札幌に入ることができません。

期日を来年にのぼすことはできませんか？ どうしても

11.15にというときは、旅費、日当を出してもらえますか？

この返事を待っています。」（要旨 → 変更可能）

フタウ(同封)に入れて

ハガキ、牛乳の絵

を記入し、根本方まで送らせて下さい。

（が、ハガキの料金を札幌で投函していただきます。

）

11.14 3時 ~ 田井事務所での会計

→ (田井事務所)

11.15 1時 ~ 大阪高裁 1002号法廷

→ には、

〈札幌〉からまたお土産が持物E (!?)

↑ ↓ にして